

平成25年12月6日

筑波大学

## 本学教員の懲戒処分について

平成25年11月22日付けで、本学の教授(50歳代男性)を下記のとおり懲戒処分としましたので、お知らせします。

### 記

#### 1 処分の内容

諭旨解雇

#### 2 処分事案の概要

被処分者は、平成24年夏、学外の飲食店で女子学生と2人で飲酒した後、自らホテルの部屋を手配し、当該学生に対し、ホテルの室内で性的行為に及んだが、当該学生がホテルから逃げ出したために、性行為までには至らなかった。この被処分者の行為は、重大なセクシャルハラスメントにあたり、学生の修学環境を著しく悪化させた。

#### 3 処分の経緯

平成25年11月22日に被処分者が諭旨解雇に応諾したことにより、同月30日付けで退職した。

#### 4 学長コメント

学生を教育・指導する立場にある教員がこのような事態を起こしたことは極めて遺憾であり、被害学生並びに関係者の皆様に心からお詫び申

上げます。

本学では、従前よりハラスメント防止のための取り組みを推進してきたところですが、今回の事態を真摯に受け止め、学内教職員に対し、ハラスメント防止研修の一層の充実・強化を図る等、再発防止に向けた更なる啓発活動を行うと共に、学内におけるガバナンスの徹底を図り、学生の修学環境及び大学の社会的信頼の維持・向上に努める所存です。

#### 5 事実関係の公表に関する本学の立場について

被害学生に対する二次被害の防止及びプライバシー保護の見地から、本学として、本件に係る事実関係の公表は上記の限りとさせていただきます。

以 上